

業務指示書

フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・交通計画にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路・交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路・交通計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会調査】

- 1) 類似業務の経験：社会調査にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 維持管理計画1/道路設計】

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理計画・道路設計にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

安全対策経費
各種現地再委託調査
機材

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.24002 円 , US\$1 = 111.313 円 , EUR1 = 121.453 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路・交通計画
社会調査
維持管理計画1/道路設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.33 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月29日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路・交通計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 社会調査	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 維持管理計画I/道路設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンでは、40年以上に渡り紛争が続いたミンダナオ島南西部において、2014年3月、フィリピン政府とモロイスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front。以下MILFという)により包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府を設立することが合意された。2016年6月に発足した現政権も合意内容を引き継いでおり、同地域の平和の定着及び復興開発を促進するため、経済活動を梃として迅速に平和の配当を示すことが必要となっている。また、当該地域はフィリピン国内で貧困率が最も高く、ムスリム・ミンダナオ自治地域(Autonomous Region in Muslim Mindanao。以下ARMMという)の貧困率は、全国平均22.1%に対して53.4%にのぼる(国家統計2015年)。

当該対象地域は台風の影響を殆ど受けない肥沃な土地で農業生産に適しているなど高い開発ポテンシャルを有するものの、長年の紛争影響によりインフラ投資が不足し、そのポテンシャルを活かした開発が実現していない。特に道路網の整備が遅れており、2016年にJICAが策定を支援した「バンサモロ開発計画Ⅱ」によれば、道路密度指数がフィリピン平均(0.25)の半分以下の水準(0.10)に留まっており、また、フィリピン政府が策定した「ミンダナオ戦略的開発フレームワーク2010-2020」(2010年)においてもミンダナオ紛争影響地域における貧困削減及び経済成長を促進するために、ミンダナオ紛争影響地域とダバオ市をはじめとする他主要都市との接続性強化が最重要課題であるとされている等、地域経済の活性化に向けて道路の新設・補修を行い、他都市との連結性を強化することは喫緊の課題となっている。

かかる背景の下、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」(以下、「本事業」という)について、フィリピン政府から日本政府に対して有償資金協力の要請が行われた。

本調査は、このフィリピン政府からの要請を踏まえ、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業

(2) 事業目的

ミンダナオ紛争影響地域において道路・橋梁の新設・改修を実施することにより、同地域での物流改善、経済活動の活発化及び域外へのアクセス強化を図り、もって同地域の経済発展と貧困削減及び平和の定着に寄与するもの。

(3) 要請概要

ア) 都市間幹線道路への接続道路(2車線)の新設(約150km)・改修(40km)(詳細は本項に続く地図を参照)

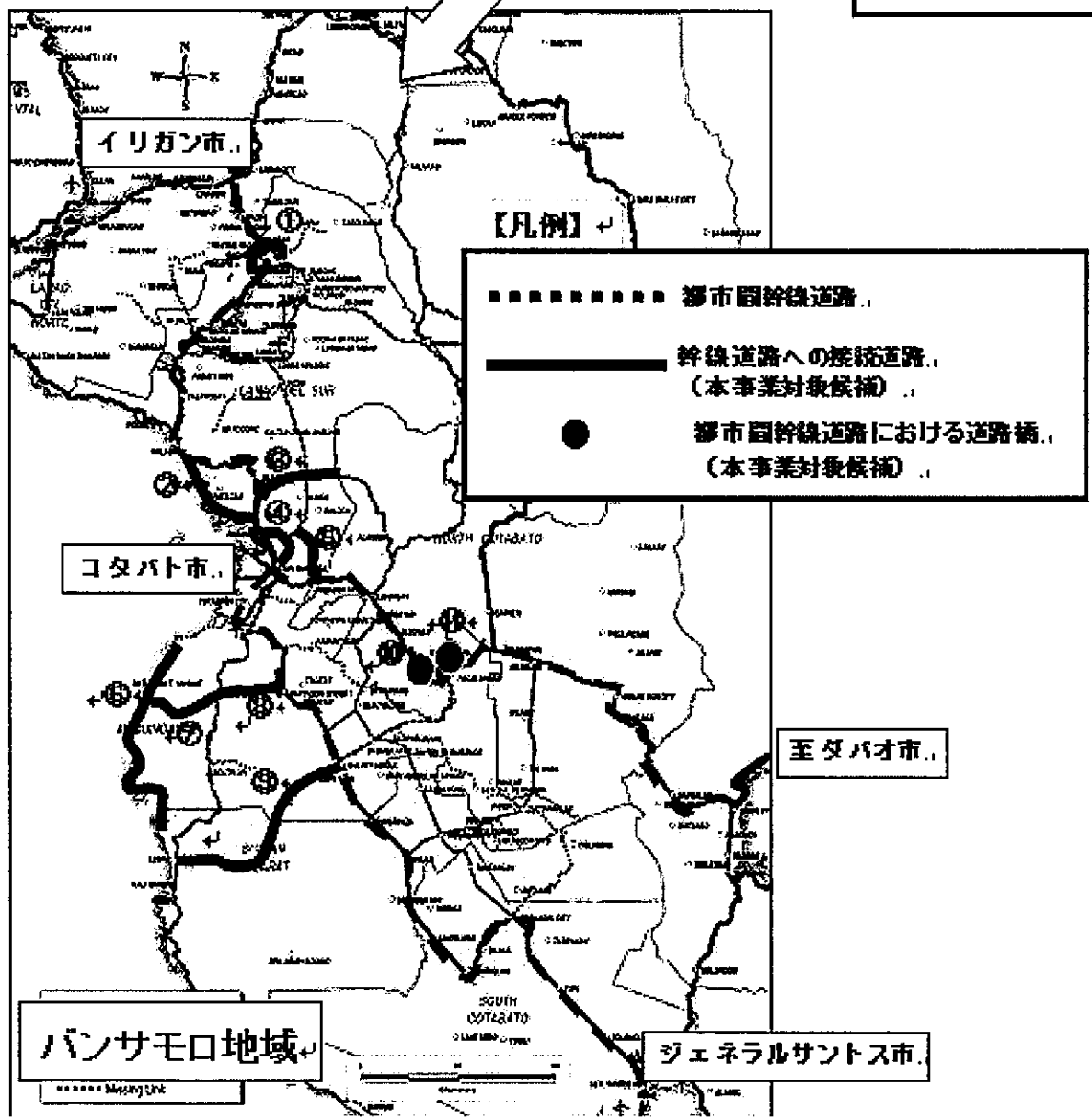
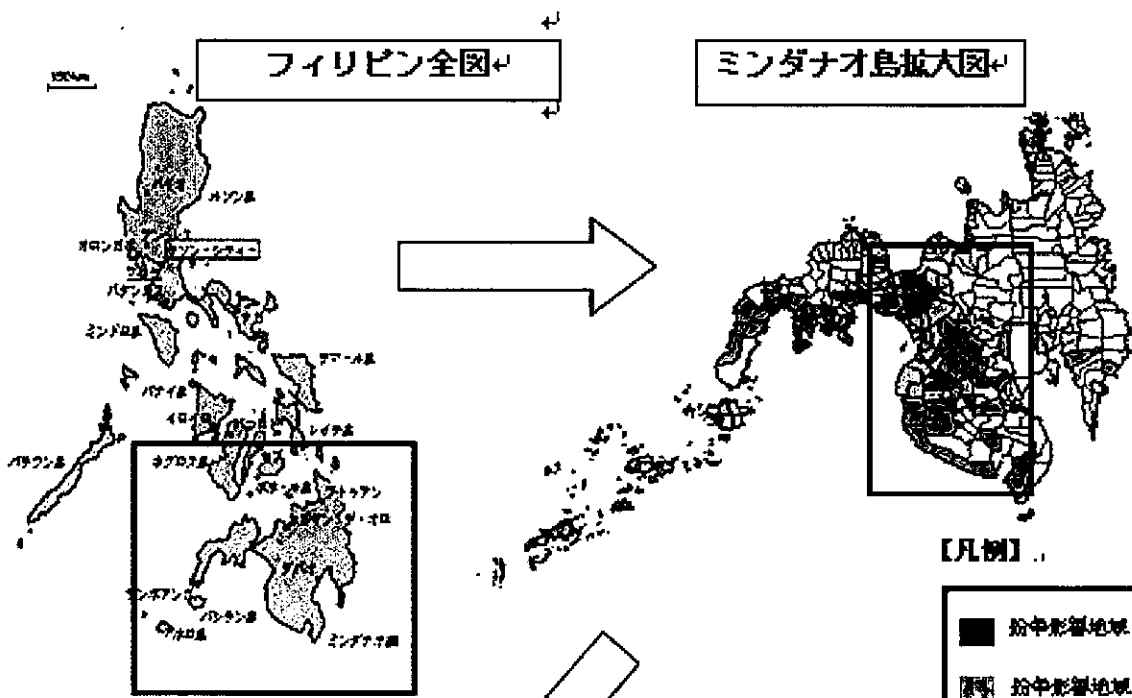
① Matanog-Barira-Alamada-Libungan Road (新設)

- ② Parang-Balabagan Road (新設・改修)
- ③ Sibutu-Blensong-Nuro Road (改修)
- ④ Nuro-Pinansaran Road (新設)
- ⑤ Maganoy-Lebak Road (新設・改修)
- ⑥ Tapian-Lebak Coastal Road (新設)
- ⑦ Marawi City Ring Road (新設・改修)
- ⑧ Parang East Diversion Road (新設)
- ⑨ Manuangan-Parang Road (新設)

イ) 都市間幹線道路における道路橋 (2本、総延長 330m) の改修

- ⑩ Tunggol 2橋 (ダバオ-クタバト幹線道路上)
- ⑪ Pagalungan橋 (ダバオ-クタバト幹線道路上)

ウ) コンサルティング・サービス (詳細設計、入札補助、施工監理)



(4) 対象地域

ミンダナオ中西部紛争影響地域

(5) 関係官庁・機関

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways: DPWH)

ARMM 自治政府公共事業道路省 (DPWH-ARMM)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

・「ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ (道路網) 開発調査」(開発調査、2008 年～2010 年)

・「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」(技術協力、2013 年～2019 年予定)

3. 業務の目的

フィリピン政府から円借款の要請のあったミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、フィリピン政府から要請のあったミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果 (結果) は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは全く同一の結論とならない可能性に留意し、フィリピン側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

a) 調達・施工方法

b) 事業費

c) 事業実施機関の実施能力

- d) 事業実施スケジュール
- e) 運営／維持・管理体制
- f) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（必要に応じて契約変更）する可能性がある。

(3) 調査の工程

調査対象は道路及び橋梁の新設・改修であり、既存道路の整備のみではなく新規に整備が必要な道路区間が対象に含まれている。また、既存橋梁については架け替えを含め、改修の具体案を検討する必要がある。新規道路の整備についてはその道路線形、既存道路及び橋梁の改修については複数の代替案を含めた概略設計を行ったうえで最適案を選定し、予備設計を行うことが必要となる。

このため調査工程については、以下のステージに分けて実施することを想定している。各ステージにおいて報告書を取り纏め、その内容を JICA と協議・確認した上で、次のステージに入っていくこととする。

a) 現況の確認及び事業の概略設計（最適案の選定）

調査対象道路区間及び橋梁の現況を確認し、整備する道路の線形を含めた概略設計、改修が必要な橋梁の概略設計等を行い、工事費を概算の上、最適案を選定し、結果をインテリム・レポートに取り纏める。

b) 予備設計と事業効果の確認

上記結果に基づき、別紙に記載の通り、地形測量、地質調査等の自然条件調査を行い、予備設計を実施する。併せて、交通量の将来需要予測や E I A 作成の支援、事業費の積算、内部収益率の算定等を行った上で、事業効果の確認を行い、結果をドラフト・ファイナル・レポートに取り纏める。

c) 報告書作成

ドラフト・ファイナル・レポートを基に関係者へ説明・協議を行い、その過程で出たコメント等を反映した最終報告書（ファイナル・レポート）を取り纏める。

(4) コンサルティング・サービスコンポーネント

道路・橋梁コンポーネントの詳細設計・調達支援・施工監理、DPWH-ARMM 等の関係機関に対する維持管理能力強化等を項目とした、コンサルティング・サービス業務を提案すること。提案においては、日本の経験・知見の移転等、日本の支援としての特徴が現れるよう留意すること。

(5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため、カテゴリ-A に分類されている。本調査実施に当たっては、6.2.(10)に示す通り、フィリピン政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続きおよび住民移転計画策定等を先方実施機関が進める上での必要な支援を行う。また、環境社会配慮助言委員会に際しての資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

なお、住民移転数の規模については、現段階において具体的な数は把握されていないため、業務の初期段階で確定させる必要がある。住民移転の規模を踏まえ、

環境カテゴリーをBに変更する可能性があるが、この場合に変更される環境社会配慮業務の業務内容については、契約変更によって対応を検討する。

(6) 設計の精度

本業務では、予備設計(円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算)までを実施することとする。

(7) 自然条件調査(本業務指示書別紙)

本業務を行う上で必要な精度を確保するため、また、既存設計・計画の妥当性を検証するためにプロジェクト・サイトにおける地形、地質や気象・流量などの自然条件を的確に把握するために、別紙を参考とした自然条件調査を行う。本調査項目については、現地再委託にて実施することを認める。

(8) コスト縮減の検討

当該円借款候補案件の概算事業費算出にあたっては、以下のA~Dを踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAが提示する様式にとりまとめることとする。検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

A. 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

a. 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

b. 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

c. 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

B. 附帯施設の再検討

附帯施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

C. 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことによ

り、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

D. 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(9) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては、JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めることとする。

(10) ジェンダー配慮

国連安全保障理事会決議 1325 号に関する我が国の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を踏まえ、本事業の計画策定において女性の参加が推進されていること、計画の内容において女性に配慮が為されていることなどについて、十分に留意すること。女性参加・配慮の方法については、プロポーザルにおいて提案すること。

6. 業務の内容

6.1 背景・現況の確認及び事業の概略設計

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) 配布資料・関係資料の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、フィリピン側実施機関である DPWH 等の各関係機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) フィリピンにおける道路ネットワーク整備に係る上位計画をレビューする。
- 2) ARMM を中心とするミンダナオ紛争影響地域における道路ネットワーク整備に係る上位計画をレビューする。
- 3) 調査対象地域における道路ネットワーク整備の現状と課題を整理する。
- 4) 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。
- 5) ミンダナオ紛争影響地域における道路ネットワーク整備に係る、日本及び他ドナーの協力内容・実績・予定を把握する。協力内容の把握にあたっては、本事業への応用を念頭に、類似事業において直面した課題や教訓を導出する

こと。

- 6) 1)～5)を踏まえ、対象道路選定の妥当性を検証する。同地域内に、新設・改修する必要性の高い道路・橋梁が確認された場合は、本事業対象に含むことの是非を検討することとする。

(3) 対象道路の現況調査と課題の抽出

- 1) 調査対象の既存道路・橋梁に関し、必要に応じ現地踏査およびインベントリ一調査を行う。
- 2) 調査対象の新設道路に関し、デジタル航空写真等を入手の上、周辺地域の地形情報を把握する。
- 3) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象道路が抱えている現状の課題を抽出する。

(4) 概略検討と最適案の選定

- 1) 上記結果を踏まえ、対象道路・橋梁（路線、架橋地点等）の代替案を設定する。
- 2) 代替案について概略検討を行ったうえで、これらを比較・評価し、最適案を選定する。
- 3) 上記結果について、インテリム・レポートに取り纏め、これを DPWH・ARMM 政府・ミンダナオ開発庁（MinDA: Mindanao Development Authority）等の先方政府関係機関と十分協議・確認する。

6.2 予備設計と事業効果の確認

(1) 自然条件調査

上記最適案の選定を踏まえ、本調査にて行う予備設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、別紙に示すとおり、自然条件調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(2) 交通調査及び将来交通量の予測

- 1) 対象道路の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、対象道路及びその周辺道路において以下の交通調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。
 - ア) 交通量観測（休日を含む2～3日間、うち1日は24時間連続。幹線道路沿いを中心に8地点程度）
 - イ) 路側OD調査（12時間、幹線道路沿いを中心に6地点程度）上記はあくまで目安であり、具体的な交通調査の細目についてはコンサルタントがプロポーザルで提案することとする。
- 2) 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。
 - ア) 対象地域の開発計画
 - イ) 対象地域の社会経済指標
 - ウ) 対象地域の農業及び漁業の現況
- 3) 対象道路の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。

(3) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）

本プロジェクトがプロジェクト対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。また、対象地域の主要産業である農業・漁業について現状を分析すると共に、本事業における道路ネットワークの整備によって、これら産業にどのようなインパクトが生まれるかにつき、検討を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(4) プロジェクトの計画概要

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含むプロジェクトの事業概要を策定する。

1) プロジェクトの目的

2) 主要施設（計画対象道路・橋梁）の内容

計画の対象となる道路・橋梁について、その主要な諸元を計画する。

円借款による段階的な実施の可能性があることから、主要施設については、先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（M/M）について、計画する。

(5) 予備設計

上記（4）にて計画した内容について、最低限以下の項目を含む予備設計を実施する。

1) 道路・主要交差点の平面、縦断、横断設計（平面図：1/1,000、縦断図：H=1/1,000・V=1/200、横断図：1/200、20m ないし 25m ピッチ＋変化点、等高線間隔：5m~1m）

2) CBR 試験（8 地点程度）・軸重調査結果に基づく舗装設計

3) 道路排水施設設計

4) 標識等の交通安全施設設置場所の特定

5) 橋梁全体の一般図の作成

6) 上部工の概略設計

7) 下部工の概略設計

8) 基礎工の概略設計

9) 橋梁周辺の護岸の検討

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

また、本業務について現地再委託にて実施する項目がある場合は、プロポーザルに明記すること。

(6) 施工方法

予備設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。また、日本製資材の活用可能性についても確認する。

(7) プロジェクト実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICA 所定の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（E I A の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(8) 事業実施体制

フィリピン（ARMM 内外）で実施されている当該類似業務（地方道路整備事業）の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業実施に際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（特に、ARMM 内の地方道路整備事業における DPWH-ARMM の法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

(9) 維持・管理体制

道路の運営・維持管理は、DPWH 及び DPWH-ARMM によって実施予定であるが、本事業実施により新規道路が整備された後の維持・管理体制のあり方について、調査対象地域が ARMM 内外に広がっていることも踏まえた上で、以下の項目について検討し、留意すべき事項を整理する。また、関係機関に対する維持管理能力強化のコンサルティング・サービスの必要性について確認する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（特に、ARMM 内の地方道路維持・監理における DPWH-ARMM の法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(10) 環境社会配慮

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）（以下「ガイドライン」）を踏まえて、次の事項について調査する。なお、調査は E I A レベルとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）
 - イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

- 2) プロジェクト・サイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認
- 3) 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成
- 4) 環境や社会に対する影響の予測・評価及びモニタリングに必要なデータの収集
- 5) 住民説明会の開催支援
- 6) 影響の予測・評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 7) 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討
- 8) モニタリング計画（実施体制、方法）の作成支援
- 9) 環境チェックリスト（ガイドライン参照）（案）の作成支援
- 10) 住民移転計画（案）の作成支援
- 11) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

なお、JICAが環境社会配慮助言委員会に諮問するにあたっては、委員会へ出席するとともに、委員のコメントに対する回答案作成等においてJICAを支援する。また、JICAと協議のうえ、上記委員のコメントを、調査の方針・内容及び報告書に反映させる。

(11) 住民移転計画

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容及び以下1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ A 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

- 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響に

より主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を特定する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- OP4.12で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

- 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

6) 苦情処理メカニズムの検討

- 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メ

カニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

- 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

8) 実施スケジュールの検討

- 1)補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

- 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(12) 先住民族計画

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、先方政府による先住民族計画(IPP: Indigenous Peoples Plan)案を作成する。また、環境社会配慮助言委員会に「先住民族計画案作成方針」及び「先住民族計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。なお、

先住民族計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Bに記載ある以下(1)～(8)の内容が含まれる必要がある。

1) 社会アセスメントの結果

▶ 社会アセスメントを実施し、以下を明らかにする。

ア) 先住民族に関する現地法制度、組織体制

イ) 事業地域の概要

ウ) 対象先住民族に関する基本情報収集(人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等)

エ) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法(当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること)

オ) プロジェクトの影響(負の影響のみではなく、正の影響も含む)及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

2) コミュニティとの協議¹⁾の要約

▶ プロジェクト形成段階に実施され(OP4.10 AnnexA)、当該プロジェクトに対するコミュニティの幅広い支持をもたらした、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議の要約。

▶ 協議では、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われることが必要である。

▶ 協議を実施する際は、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議となるよう文化的に適切な手法で開催されることが必要である。住民協議実施方法を工夫し(女性や老人が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援するNGO・コンサルタントの雇用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等)、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。

▶ 住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成を行うNGOのみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の2段階の協議が行われることが望ましい。

3) コミュニティとの協議実施枠組み

▶ プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議を確保するための枠組み(OP4.10の第10項を参照)。

4) 先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプラン

▶ 必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策を定めたアクションプラン。

5) 潜在的な負の影響の回避、緩和、代償するためのアクションプラン

▶ 先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避し、

¹⁾ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策を定めた適切なアクションプラン。

6) IPP の費用見積り及び資金調達計画。

7) 苦情処理手続き

▶ プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、当該プロジェクトに適切で利用しやすい手続き。苦情処理手続きの計画立案に際して、借入人は、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮する。

8) モニタリング

先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズム及び基準。モニタリング及び評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分に情報を提供した上での協議が含まれている必要がある。

(13) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。このうち、下線部についてはその算出方法を JICA から指示することがある。

a. 本体事業費

b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

c. 本体事業費に関する予備費

d. 建中金利

e. フロント・エンド・フィー

f. コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)

g. その他 1 (融資非適格項目)

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 他機関建中金利

h. その他 2

① 完成後の委託保守費

② 初期運転資金

③ 移転地整備にかかる費用

④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

⑤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

6) 概略事業費の妥当性の検証

他事業との単位当たりの比較などを行い、工事費・事業費が適正であることを確認する。

(14) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に、事業地が紛争影響地域であることを踏まえ、安全管理については関係機関との協議等を行い、プロジェクト実施にあたり必要な具体的安全（治安）対策の内容及び費用を明らかにする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

また、プロジェクト実施に際して、以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

1) フィリピンにおける当該類似業務の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・現地施工業者の一般事情

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

3) コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否 等

4) 施工業者の選定方針

- ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・LCB : Local Competitive Bid の採否
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトを1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR）を算出する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標（運用・効果指標）として、①年平均日交通量、②所要時間の短縮、③旅客数、④輸送量への便益等を想定している。

(16) 報告書の準備

1) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、実施機関・他事業関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

2) 準備調査報告書の作成

実施機関・他事業関係者の準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

(3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象道路の現況調査と課題の抽出、概略設計と最適案の選定等

提出時期：調査開始5ヶ月以内を目処

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始7.5ヶ月以内を目処

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始10ヶ月以内

部数：和文要約10部、英文20部（製本）、CD-R3部

(6) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R2部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2017年7月下旬より業務を開始し、2017年12月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2018年3月中旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2018年5月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約67M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／道路・交通計画（2号）
- 2) 社会調査（3号）
- 3) 維持管理計画1・道路設計（3号）
- 4) 維持管理計画2・橋梁設計1（上部工）
- 5) 橋梁設計2（下部工）
- 6) 交通調査・需要予測
- 7) 自然条件調査（地形測量・地質調査）
- 8) 水文解析・河川計画
- 9) 社会配慮・移転計画
- 10) 環境配慮
- 11) 調達・施工計画・積算
- 12) GIS 専門家
- 13) 安全管理／治安対策
- 14) 経済分析／業務調整

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、これら以外の再委託業務の提案を排除するものではない。

- 1) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）
- 2) 気象調査及び水利・水文調査
- 3) 地形測量（三次元）
- 4) 地質調査
- 5) 交通調査
- 6) 環境調査
- 7) 住民移転計画
- 8) 先住民族計画
- 9) 安全管理計画／治安対策

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地（及び国内）において適切な監督、指示を行うこと。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料：

- ① JICA (2010) “The Study on Infrastructure (Road Network) Development Plan for the Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM)”
- ② JICA (2016) “Comprehensive Capacity Development Project for the Bangsamoro Development Plan for the Bangsamoro Final Report”

(2) 公開資料：

- ① NEDA (2010) “Mindanao Strategic Development Framework 2010-2020”
(http://www.neda.gov.ph/wp-content/uploads/2013/10/MSDF_finalforweb_2010-2020.pdf)

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。必要経費は、別見積りに含めること。

6. 安全への配慮

1) 安全管理体制の構築

フィリピン国政府と MILF の和平交渉の状況及び国内の政治情勢を踏まえ、在フィリピン日本大使館、JICA フィリピン事務所、IMT（国際停戦監視団）、GPH/MILF-CCCH（停戦調整委員会）、AFP（フィリピン国軍）、PNP（国家警察）等から適宜治安情報を収集・分析し、必要な安全管理体制を構築する。なお、調査団の安全管理については、現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定する。なお、マニュアル策定に当たっては、JICA が定める安全対策措置を参照すること（以下抜粋）

- ① JICA フィリピン事務所の定める様式と手順で Travel Security Advisory を申請する。
- ② 紛争影響地域に渡航する場合は、比政府及び MILF の両者からなる合同停戦監視委員会 (J-CCCH) からのクリアランスを取得する。
- ③ 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- ④ 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
- ⑤ 車両での移動では最高速度は 80km 程度とする。
- ⑥ 各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
- ⑦ 各都市での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする。
- ⑧ 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安

とする。

- ⑨ 渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時に連絡が取れるようにする。
- ⑩ 指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
- ⑪ オフィスを設置する場合には、セキュリティ・コンサルタント（JICA フィリピン事務所契約）によるアセスメントを実施し、必要な安全対策を取る。
- ⑫ 現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ⑬ その他 Travel Security Advisory のアドバイスに従う。
- ⑭ 現地業務に先立ち渡航する業務従事者全員を外務省「たびレジ」に登録する。

2) 安全対策経費

① 航空賃

マニラーミンダナオ島間については、路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

② 警護及び警備員傭上

治安情勢に応じて警護の帯同が義務付けられることから、警護の傭上、通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）、及び各種保険契約（現金輸送、生命保険（ナショナルスタッフ等））に係る経費を計上することができるものとする。当該経費は別見積とすること。

7. 一般管理費上限の増額

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費率に10%を上限として加算し計上することができるものとする。

8. その他の留意事項

(1) プロジェクト事務所

本業務については、治安上の理由から、事業対象地域内ではなく、コタバト市等にプロジェクト事務所が設置されることを想定している。

(2) プロジェクト用資機材の輸出管理

調査用資機材及び携行機材については、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告する。

また、携行機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

プロジェクト実施期間中の調査用資機材及び携行機材の管理については、コンサルタントが行い、プロジェクトの終了時に JICA と協議の上で、DPWH あるいは DPWH-ARMM に譲与することとし、共通仕様書に基づき必要な手続きを行う。なお、譲与した場合、当該機関の長またはそれに準ずる者が署名した受領書は JICA フィリピン事務所長に提出する。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙)

ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、また、既存設計・計画の妥当性を検証するためにプロジェクト・サイトにおける地形、地質や気象・流量などの自然条件を的確に把握するものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的： 橋梁の設計や設計レビューに必要な情報を把握する。

調査位置： 本事業対象地域

調査内容： ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、降雨等気象記録、周辺利水データ、河川水位、流量、流速等

実施方法： 直営（必要に応じ調査補助員の傭上を認める）または現地再委託

成果品： 観測記録、分析結果等

(2) 地形測量

調査目的： 道路および橋梁の設計や設計レビューに必要な地形や河川の情報を把握する。

調査位置： 本事業対象地域

調査内容： 三次元地形データ入手（必要に応じ航空測量等の実施を検討）

実施方法： 現地再委託

成果品： 地形図、縦・横断図等

(3) 地質調査

調査目的： 設計・設計レビューに必要な地質の状況を把握する。

調査位置： フェーズ2本事業対象地域

調査内容： ボーリング（橋梁部分において計6カ所程度）、地表踏査、標準貫入試験、土質試験等

実施方法： 現地再委託

成果品： 地質調査報告書等